標柱三十号から一五四度七分一六秒
一〇・一九五メートルの地点　三十一号
標柱三十一号から一二〇度二〇分三〇秒
一一・二七八メートルの地点　三十二号
標柱三十二号から一四八度一九分四秒
二三・八二一メートルの地点　三十三号
標柱三十三号から一七六度一三分四四秒
五・九四五メートルの地点　三十四号

○国土交通省告示第千二十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

祓川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十六年建設省告示第二千百三十七号、昭和三十八年建設省告示第二千五百四十八号及び昭和五十八年建設省告示第千六百四十五号で指定した土地の区域を除く。）

宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田

字祓川　六四九五番六	一号
六三八四番二地先道路敷	二号
六三八二番四地先道路敷	三号
六三七八番一	四号から九号まで
六三七九番六	十号及び十一号
六三七六番	十二号から十七号まで
六三九一番一地先道路敷	十八号
六三九三番	十九号及び二十号
六三九五番	二十一号
六三六三番一四地先道路敷	二十二号

○国土交通省告示第千三十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十五年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

六三〇〇番地先道路敷

六三〇二番五	二十三号から二十五号まで
六三〇六番三地先道路敷	二十六号及び二十七号
六三〇六番二地先道路敷	二十八号から三十一号まで
六三一五番一二地先道路敷	三十二号から三十五号まで
六三一三番一地先道路敷	三十六号
六三一五番一地先道路敷	三十七号
六三一三番一地先道路敷	三十八号及び三十九号
六三二六番一三八	四十号及び四十一号
六三二六番一六五地先道路敷	四十二号及び四十三号
六三二六番一五九	四十四号
六三二六番一一七	四十五号
六三二六番一一三	四十六号
六三二六番一四〇	四十七号
六三二六番一三五	四十八号
六三二六番一五八	四十九号及び五十号
六三二六番一六五地先道路敷	五十一号

六三二六番二三

一　祓川

次に掲げる土地に存する標柱一号から五十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十八年建設省告示第千六百四十六号で指定した土地の区域を除く。）

宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田

字祓川　六四九五番六	一号
六三八四番二地先道路敷	二号
六三八二番四地先道路敷	三号
六三七八番一	四号から九号まで
六三七九番六	十号及び十一号
六三七六番	十二号から十七号まで
六三九一番一地先道路敷	十八号
六三九三番	十九号及び二十号
六三九五番	二十一号
六三六三番一四地先道路敷	二十二号
六三六三番二三	二十三号から二十五号まで
六三六三番六	二十六号及び二十七号
六三六三番一五八	二十八号から三十一号まで
六三六三番一一七	三十二号から三十五号まで
六三六三番一一三	三十六号
六三六三番一四〇	三十七号
六三六三番一三八	三十八号及び三十九号
六三六三番一六五地先道路敷	四十号及び四十一号
六三二五番一二地先道路敷	四十二号及び四十三号
六三一五番一地先道路敷	四十四号
六三一三番一地先道路敷	四十五号
六三〇六番二地先道路敷	四十六号
六三〇六番三地先道路敷	四十七号
六三〇二番五	四十八号
六三〇〇番地先道路敷	四十九号及び五十号
六三〇六番一地先道路敷	五十一号

○海上保安庁告示第百九十五号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十五年十月十八日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都江東区青海二丁目五番十八号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三八度五三分一七秒東経一四三度二一分四四秒の地点を中心とする半径一・五海里の円によって囲まれる区域内

(ロ)　北緯三八度三八分一一秒東経一四三度一五分四八秒の地点を中心とする半径一・四海里の円によって囲まれる区域内

(ハ)　北緯三八度〇四分五六秒東経一四二度五四分五八秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内

(ニ)　北緯三八度〇九分〇三秒東経一四二度二六分の地点を中心とする半径〇・七海里の円によって囲まれる区域内

(ホ)　北緯三七度〇九分五七秒東経一四二度〇四分五九秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内

(ヘ)　北緯三五度三〇分〇九秒東経一四一度四〇分一〇秒の地点を中心とする半径一海里の円によって囲まれる区域内

(ト)　北緯三八度四三分一二秒東経一四三度三八分三六秒の地点を中心とする半径二・一海里の円によって囲まれる区域内